

別府エール食うぽん券発行事業規約

(目 的)

第1条 新型コロナウイルス感染拡大により、客足が激減した飲食・料飲業・宿泊業（宿泊業にあたっては宴会に対する飲食費・サービス料に限る）等に対する消費を喚起することを目的とする。

(対象地域)

第2条 本事業の対象地域は、別府市内とする

(発行および販売)

第3条 別府エール食うぽん券実行委員会（以下「実行委員会」という）が発行および販売を行うものとし、事務局を別府商工会議所内（別府市中央町7番8号）に置く

(事 業)

第4条 本事業は次に掲げる商品券発行事業とする

- (1) 名 称 別府エール食うぽん券
- (2) 発 行 者 実行委員会
- (3) 発 行 額 3億9千万円（額面）（プレミアム率30%）
- (4) 発行部数 6万冊
- (5) 販売価格 5,000円（1冊500円券×13枚 6,500円分）
- (6) 利用期間 令和2年7月10日（金）（予定）より令和2年12月31日（木）
- (7) 購入限度額 1人6冊まで
- (8) 販売 次のとおり商品券を販売する

1. 予約販売

①対 象

別府市在住の方

②販売金額

3億円（額面3億9千万円）

③申込方法等

実行委員会の定める期日においてインターネットもしくは電話にて事前予約を行う

④販売期間

令和2年7月10日 販売開始（予定）

(9) 利用範囲

商品券は、原則、現金と同等とし、取扱店における飲食並びにサービスの提供のみに利用可能とする。ただし、商品券額面に利用が満たない場合でも釣銭は出さない。また、次のような場合には利用対象にならないものとする。

- ①現金との換金及びこれに類する行為（商品券との交換や売買、金融機関への預け入れ等）
- ②換金性の高いもの（ビール券など）の購入
- ③事業の用に供する支払い（商品の仕入れ等）
- ④第5条（1）4. に掲げる店舗に対する支払い
- ⑤商品券の使用が法令に反するものへの支払い
- ⑥その他、取扱店等が特に指定するもの

(取扱店)

第5条 実行委員会は、本商品券取扱店（以下「取扱店」という）を次のとおり公募するものとする

(1) 登録資格

1. 別府市内で食品衛生法上の飲食店営業、喫茶店営業の許可を受け営業を行っており、実行委員会に事前の商品券取扱登録をした別府市内にある店舗等。なお、複数の店舗等がある場合は、店舗等毎に商品券の取扱店登録を行うこと
2. 取扱店は実行委員会が示す新型コロナウイルス感染症対策を施していること。
（登録申請後、速やかに前記対策を施す予定の事業所を含む）
3. 本条（1）1. に掲げる飲食店営業許可等を受けている事業所であっても、スーパーマーケット、大型商業施設内のテナントについては、事業所独自のレジを持ち、所属する商業施設運営者のレジと明確に区別ができること
4. 次に掲げる店舗等は登録できない
 - ①本条（1）に掲げた飲食業等の許可を受けている事業所であっても、一時営業許可・季節営業許可、仮設移動営業許可、実演販売許可、自動車による営業許可の各許可でもって営業を行っている事業者

- ②本条（１）に掲げた飲食業等の許可を受けている事業所であっても、明らかに飲食業等本事業による支援対象以外の業種を主な業種としている事業所（コンビニエンスストア等）
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条1項4号～5号、第5項～第10項、第13項2号に規定する営業を行っている事業者
- ④特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ⑤第4条（9）の利用範囲の利用対象にならないものに記載されている取引及び商品のみを取扱う事業者
- ⑥別府市暴力団排除条例（平成23年別府市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第6条に規定する暴力団関係者が関与する事業者
- ⑦諸法令に抵触する事業者
- ⑧実行委員会にて不適当と認めた事業者

(2) 登録方法

1. 必要書類

- ①登録申込書兼誓約書（法人においては会社印、個人事業主にあたっては代表者印を押印）したもの
- ②申込者と同一の口座名義でかつ次に掲げた指定金融機関の口座通帳の表紙（口座名義人、口座番号のわかるもの）の写し。ただし、特段の事情を実行委員会が認めた事業所は、申込者と同一の口座名義通帳の写し
- ③食品衛生法上の飲食店営業若しくは喫茶店営業許可証の写し

(3) 指定金融機関（以下「金融機関」という）

大分銀行、豊和銀行、大分みらい信用金庫、大分県信用組合、JAべっぴん日出農業協同組合の別府市内の本支店

(4) 登録期間・場所

1. 登録期間

- ①当初登録期間
令和2年6月15日(月)から令和2年6月30日(火)
- ②随意登録期間
令和2年7月1日(水)から令和2年12月28日(月)

2. 登録場所

- ①令和2年6月15日(月)から令和2年7月31日(金)
別府アリーナ特設会場（別府市青山町8番37号）
- ②令和2年8月3日(月)から令和2年12月28日(月)（別府商工会議所の営業日のみ）
別府商工会議所

(5) 登録料・換金事務手数料

無料

(6) 誓約事項・同意事項

取扱店は、本事業規約、登録後に渡される手引き等を遵守し、自ら商品券を購入し自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしないこと、実行委員会の定める新型コロナウイルス感染症対策チェックリストの各項目について対策を施し、利用者の感染を予防し安全にお迎えする態勢が整っていること（誓約書提出後速やかに整備するものを含む）を誓約し、実行委員会が当該案件に係る証憑類等を提出することを求めた場合にはこれに応じ、不法行為が発覚した場合、換金総額の3割（プレミアム相当分）の返還をするとともに、相応の処罰を受けることに同意するものとする

(7) 審査・承認

申請のあった事業者は、実行委員会の審査・承認を経て、取扱店として登録する。

2. 登録証の発行

実行委員会は登録した事業所に対し登録証を発行する
但し、本規約第5条（4）2.の随意登録期間に申請を行った者については、登録証発行まで約1カ月程度要することがあるので注意すること。

※原則登録証の提示なしに換金依頼は受け付けられないので注意すること

(8) 登録の取り消し

取扱店が本条（6）の誓約事項・同意事項に違反していることが判明し、実行委員会による是正要請に応じない場合、実行委員会は取扱店の登録を取り消すことができる

(使用済み商品券の取扱)

第6条 取扱店は、顧客から受け取った商品券について使用済みであることを明示するため、受領した商品券裏

面すべてに会社名等換金請求者が確認できるように（会社名の入ったゴム印押印等）処置すること
商品券の裏面に受取った会社名の記載の無い商品券については、換金を拒否することがあるのであらかじめ了承すること

（換 金）

第7条 換金は、次のとおりとする

（1） 換金の方法

1. 本規約第5条（4）1. に示す当初登録期間内に登録申請を行った取扱店

①中小企業基本法で定める中小企業である取扱店であって指定金融機関の口座で登録したものの
実行委員会の指定する換金依頼書に必要事項を記入の上、使用済み商品券を添え、実行委員会に事前
登録した指定金融機関窓口を持参、登録証を提示の上換金請求する
実行委員会は請求を受けた後、指定金融機関における毎週最終営業日までに請求のあった金額を翌5
営業日以内に事前登録された口座に振込む

②中小企業基本法で定める中小企業である取扱店であって指定金融機関以外の口座で登録したもの（事
業所が指定金融機関で口座を開けない特段の理由を実行委員会が認めたもの）
実行委員会の指定する換金依頼書に必要事項を記入の上、使用済み商品券を添え、実行委員会に持参、
登録証を提示の上換金請求する
実行委員会は請求を受けた後、実行委員会事務局における毎月最終営業日までに提示のあった請求に
対しては翌月末日までに、事前に登録された金融機関口座に振込む

2. 本規約第5条（4）2. に掲げる随意登録期間中に登録申請を行った取扱店

登録証発行時に実行委員会が通知する換金方法により換金を行う。

3. 商業施設内の取扱店

所属する商業施設運営者が実行委員会の指定する換金依頼書に必要事項を記入の上、使用済み商品券
を添え実行委員会事務局の毎月最終営業日までに実行委員会事務局に一括持参、換金請求する
実行委員会は請求を受けた後、翌月末日までに、所属する施設運営者が事前に登録した金融機関口座
に振込む

4. 前記以外のその他大企業等

実行委員会の指定する換金依頼書に必要事項を記入の上、使用済み商品券を添え実行委員会事務局の
毎月最終営業日までに実行委員会事務局に一括持参、換金請求する
実行委員会は請求を受けた後、翌月末日までに、所属する施設運営者が事前に登録した金融機関口座
に振込む

5. その他

実行委員会が特段の理由を認めた場合は、前項に拘らず都度決定する。ただし、中小零細企業に限る。

（2） 換金依頼受付時間

① 指定金融機関

商品券販売開始の日から令和3年1月8日（金）までの営業時間内

② 実行委員会

商品券販売開始の日から令和3年1月29日（金）までの10：00から16：00

（3） その他

指定金融機関並びに実行委員会への換金依頼書の提示時には、実行委員会の発行した取扱店登録証を
必ず提示すること

換金依頼時に本登録証が確認できない場合、指定金融機関並びに実行委員会は換金に応じないことが
あるのであらかじめ了承すること

（取扱店の責務等）

第8条 取扱店は、次の責務を負うものとし、故意に違反した場合にはその損害を実行委員会に対して負うもの
とする

（1） 本事業規約、事務取扱引き等を確認・理解のうえ、遵守すること

（2） 利用可能店舗であることが明確になるよう、実行委員会が交付した取扱店ポスター等を利用者が分かりや
すい場所に提示すること

（3） 商品券は、受け取る前に問題ないかを確認すること。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判
別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに実行委員会へ報告すること。
こうした商品券を受領した場合においては、参加店の責とし、実行委員会は換金する義務を負わないもの
とする。

（4） 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため第6条の処置を施すこととし、明らかに他店で

- 使用されたものと確認できる商品券の受け取りを拒否すること
- (5) 原則、商品券の額面金額に応じ現金同様の取扱を行うこと。但し、商品券額面に利用が満たない場合でも釣銭は出さないこと。
 - (6) 商品券の利用対象外となる商品などを定める場合は、予め利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に使用できない旨を明示すること
 - (7) 商品券を単に現金化し、または、自らの事業上の取引（商品仕入等）に使用しないこと
 - (8) 商品券を再販又は再利用しないこと
 - (9) 商品券の保管ならびに管理には、細心の注意をもってあたること
 - (10) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は参加店の責とする
 - (11) 受領した商品券は、第7条の規定に基づいて換金をする
 - (12) 大分県暴力団排除条例及び別府市暴力団排除条例を遵守すること
 - (13) その他、本事業の目的に反するような行為をしないこと

(商品券の汚損・破損)

第9条 商品券の汚損・破損があった場合、次の条件をすべて満たしていれば、使用・換金ができるものとする

- (1) 通し番号が確認できること
- (2) 券面の3分の2以上が残っていること

(事 故)

第10条 商品券の保管中に盗難、紛失、その他事故が発生した場合は、保管責任者がその責を負う

- 2 商品券を所有する者のもとで発生した事故については、所有する者がその責を負い、実行委員会はその責を負わない

(紛争の解決)

第11条 商品券の利用に際して、取扱店と利用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、実行委員会は一切責任を負わない。

(換金済み商品券の保管)

第12条 換金済みの商品券は、所定の処理をしたうえで換金期間終了の日まで実行委員会で保管するものとする。なお、換金期間が過ぎた商品券は、溶解処理のうえ廃棄するものとする。

(経 費)

第13条 本事業を運営する経費は、別府市の負担金その他の収入をもって充てる

(会 計)

第14条 本事業の会計は、所定の書式により実行委員会事務局が行う

(そ の 他)

第15条 この規約に定めのない事項については、実行委員会において決定する

附 則

この規約は、令和2年6月1日から施行する